

一時滞在施設の確保に関するワーキンググループについて

○趣旨・目的

首都直下地震が発生した場合、都心部では大量の帰宅困難者が発生すると想定される。これら帰宅困難者を受け入れる施設として公的施設・民間施設を問わず一時滞在施設の指定を推進しているところであるが、特に民間事業者が保有する施設の一時滞在施設の管理責任については統一的な考え方が示されていない。このため、これらの責任の範囲等を関係機関間で明らかにして共有し、民間事業者による一時滞在施設の確保の促進を図ることを目的として、本ワーキンググループを設置するものである。

○構成

<有識者>

丸の内総合法律事務所弁護士 中野 明安 氏
国土交通政策研究所政策研究官 丸谷 浩明 氏

<連絡調整会議構成員>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
東京都総務局総合防災部長
東京都新宿区区長室長
横浜市総務局危機管理部長
一般社団法人日本経済団体連合会政治社会本部長
東京商工会議所地域振興部長
一般社団法人不動産協会事務局長代理

※座長：内閣府(防災担当)参事官・東京都総合防災部長が共同座長

※事務局：内閣府と東京都が共同処理

○検討スケジュール

第1回会合 平成25年6月27日(木) 13時00分～15時00分まで